

○芦屋市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成 25 年 2 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市における自殺予防対策を推進するため、芦屋市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る情報交換に関すること。
- (2) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策に係る情報発信及び普及啓発に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長はこども・健康部長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、こども・健康部健康課長がその職務を代理する。

(平 25. 4. 1・一部改正)

(会議)

第 4 条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、健康に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平25.4.1・平27.4.1・平29.4.1・平31.4.1・一部改正）

企画部お困りです課長
総務部債権管理課長
市民生活部人権推進課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部地域経済振興課長
市民生活部保険課長
福祉部地域福祉課長
福祉部主幹（地域共生推進担当）
福祉部生活援護課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部健康課長
都市建設部住宅課長

市立芦屋病院事務局総務課長

消防本部救急課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

教育委員会社会教育部青少年愛護センター所長